

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ×

- (ア) × 弁護士、司法書士資格のないFPが、有償で登記申請代行を行うことはできない。
(イ) ○ 税理士資格のないFPでも、有償で一般的な税の計算方法の説明はできる。
(ウ) ○ 社労士資格のないFPでも、一般的な社会保障制度の説明はできる。
(エ) × 金融サービス仲介業、生命保険募集人等の登録のないFPは、顧客に保険加入を促すこと（勧誘）はできない。

問2 正解 4

- 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録が必要である。
- 説明義務を怠った場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負う。
- デリバティブ取引や外国為替証拠金取引にも、金融サービス提供法が適用される。
- × 事業者（特定顧客除く）も、金融サービス提供法の保護対象となる。

【第2問】

問3 正解 (ア) 2 (イ) 5 (ウ) 7 (エ) 10

名称	発表機関	概要
国内総生産 (GDP)	内閣府	一定期間中に国内で生み出された財およびサービスなどの付加価値の合計である。ここから物価の変動による影響を取り除いたものを (ア 実質) GDPという。
マネースtock統計	(イ 日本銀行)	金融機関・中央政府を除く経済主体（一般法人、個人、地方公共団体など）が保有する通貨量の残高を集計したものである。
全国企業短期 経済観測調査 (日銀短観)	日本銀行	全国の企業動向を的確に把握し金融政策の適切な運営のために統計法に基づいて行われる調査であり、全国の約1万社の企業を対象に、 (ウ 四半期ごと) に実施される。
(エ 景気動向指数)	内閣府	生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって作成された指標であり、コンポジット・インデックス(CI)を中心として公表される。

問4 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ×

(ア) × N I S A口座での損失は、他の口座の利益と損益通算することはできない。

(イ) ○ 2023年までのN I S A口座内の商品は、非課税期間内に売却するか、しない場合は一般口座や特定口座に移管される。

(ウ) ○ 新しいN I S Aの成長投資枠は、年240万円かつ非課税保有限度額は1,200万円である。

(エ) × つみたて投資枠の投資対象は、旧つみたてN I S Aと同じであるが、成長投資枠の投資対象商品は従前の一般N I S Aの対象から毎月分配型投信やブル・ベア型投信、整理・監理銘柄等が除かれている。

問5 正解 0.989 (%)

<資料>より

- ・表面利率：年0.8%
- ・購入価格：98.00円
- ・売却価格：98.85円
- ・所有期間：5年

以上から所有利回りを求める。

$$\text{所有利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned}\text{所有利回り (\%)} &= \frac{0.8 + \frac{98.85 - 98.00}{5}}{98.00} \times 100 \\ &= 0.9897\cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{0.989\%}\end{aligned}$$

問6 正解 (ア) ○ (イ) × (ウ) ○

(ア) ○ <資料> [投資者が直接的に負担する費用] から購入時手数料は購入価格の3.3%と分かる。 $10\text{万円} \times 3.3\% = \underline{3,300\text{円}}$

(イ) × 運用管理費用は日々基準価格から控除される。

(ウ) ○ その他の費用・手数料はファンドによって内容が異なることがある。

【第3問】

問7 正解 210 (㎡)

建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。設例のように、セットバックを要する場合は、道路の中心線から水平距離2mまでが道路とされ、敷地面積に算入されない。

現況道路が幅員3mのため、 $(4\text{m} - 3\text{m}) / 2 = 0.5\text{m}$ (セットバック)

よって建築面積の最高限度 = $\{(18\text{m} - 0.5\text{m}) \times 20\text{m}\} \times 60\% = \underline{210\text{㎡}}$

問8 正解 3

不動産所得＝総収入金額－必要経費（支出＋減価償却費）

＝賃料収入－（ローン返済金額 利息^(※)＋管理費等＋管理業務委託費＋火災保険料
＋固定資産税＋修繕費＋減価償却費）

＝126万円－（23万円^(※)＋18,000円＋63,000円＋7,000円＋125,000円＋38,500円
＋246,000円）＝532,500円

（※）ローン返済金額のうち元金部分は必要経費とならない。

問9 正解 1

浜松さんがこのマンションを売却した場合の特別控除後の譲渡所得の金額は（ア
210）万円となり、課税（イ 短期）譲渡所得として扱われる。

<解説>

（ア）<課税譲渡所得の金額の計算>

譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除

<資料>より

- ・取得費 4,800万円
- ・譲渡価額 8,300万円
- ・譲渡費用 290万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。

課税譲渡所得＝8,300万円－（4,800万円＋290万円）－3,000万円＝210万円

（イ）売却年（2024年）の1月1日時点では所有期間5年未満のため短期譲渡所得となる。

問10 正解 （ア）× （イ）× （ウ）○ （エ）○

（ア）× 徒歩1分80m（端数切り上げ）のため640m超720m以下となる。

（イ）× マンションの場合、広告は壁芯面積表示だが、登記簿上は内法面積となる。

（ウ）○ バルコニーは非常用通路のため、共用部分にあたる。

（エ）○ 取引形態が売り主のため、仲介手数料を支払う必要はない。

【第4問】

問11 正解 (ア) 22 (万円) (イ) 72 (万円) (ウ) 30 (万円)

- ・井上さんが骨折により8日間継続して入院し、その間に約款所定の公的医療保険の対象となる手術を受け、退院から1ヵ月後に肺炎で5日間継続して入院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(ア 22)万円である。
- ・井上さんが初めて上皮内がん(上皮内新生物)と診断され、治療のため5日間継続して入院し、その間に約款所定の公的医療保険の対象となる手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(イ 72)万円である。
- ・井上さんがケガにより医師の指示に基づき自宅で40日間療養し、当該期間について公的医療保険の在宅患者診療・指導料が算定されている場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(ウ 30)万円である。

<解説>

(ア) 骨折による入院・手術と肺炎による入院の場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

総合入院給付金	入院日数1日以上 ^(※)	20万円
手術給付金		2万円

20万円 + 2万円 = 22万円

※骨折と肺炎の入院の間が1ヵ月(60日以内)のため「1回の入院」とみなされる。

(イ) 上皮内がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

軽度3大疾病保険金		50万円
総合入院給付金	入院日数1日以上	20万円
手術給付金		2万円

50万円 + 20万円 + 2万円 = 72万円

(ウ) ケガによる自宅療養^(※)の場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

就業不能給付金	30万円
---------	------

30万円

※(※1) ②公的医療保険の対象となる在宅医療(在宅患者診療・指導料が算定されること)に該当する。

問12 正解 1

- ・少額短期保険業者が、1人の被保険者について引き受ける死亡保険金額および疾病を原因とする重度障害保険の保険金額の上限はそれぞれ（ア 300万円）で、低発生率保険を除いたすべての保険契約の保険金額を合計して1,000万円を超えてはならない。
- ・保険期間の上限は、生命保険・医療保険が（イ 1年）、損害保険は（ウ 2年）である。
- ・保険料は、生命保険料控除・地震保険料控除の対象と（エ ならない）。

問13 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）○ （エ）×

- （ア）× 運転者家族限定のため友人の運転による事故の場合、保証の対象とならない。
- （イ）○ 車両保険のみの支払いの場合、1等級ダウン事故に該当する。
- （ウ）○ 人身傷害補償が付保されているため、過失割合にかかわらず治療費用の補償を受けられる。
- （エ）× 40歳（35歳以上）の妻は、運転者家族の対象であり、かつファミリーバイク特約が付保されているため補償の対象となる。

問14 正解 3

<資料>より

〔終身保険（無配当）〕は、契約日が2010年5月1日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額129,600円（100,000円超）→ 50,000円

〔終身医療保険（無配当）〕は、契約日が2019年3月1日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

- ・支払金額75,120円×1/4+20,000円=38,780円
- 50,000円+38,780円=88,780円

【第5問】

問15 正解 1

$$\text{総所得金額} = \text{雑所得} + \text{一時所得} \times 1/2$$

老齢厚生年金は、雑所得となる。

$$\begin{aligned} \cdot \text{雑所得の金額} &= \text{収入金額（年金額）} - \text{公的年金等控除額} \\ &= 70\text{万円} - 110\text{万円}（※） = 0（なし） \end{aligned}$$

（※）＜速算表＞より70万円 → 330万円未満であるため、控除額は110万円

※遺族厚生年金は非課税である。

生命保険の満期保険金は、一時所得となる。

$$\begin{aligned} \cdot \text{一時所得の金額} &= \text{満期保険金} - \text{既払込保険料} - \text{特別控除} 50\text{万円} \\ &= 250\text{万円} - 160\text{万円} - 50\text{万円} = 40\text{万円} \end{aligned}$$

$$\cdot \text{総所得金額} = 40\text{万円} \times 1/2 = \underline{20\text{万円}}$$

問16 正解 75（万円）

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}^{(※1)} \times \text{供用月数} / 12\text{月}^{(※2)}$$

（※1）建物の償却方法は、定額法となる。

（※2）事業供用月数で月割り按分する。

$$\text{減価償却費} = 7,500\text{万円} \times 0.040 \times 3 / 12^{(※)} = \underline{75\text{万円}}$$

（※）取得月からではなく、事業供用月からとなる。

問17 正解 （ア）× （イ）× （ウ）× （エ）×

（ア）× 勤続年数1年未満の端数は切り上げである。

（イ）× 30年の場合は「800万円＋70万円×（勤続年数－20年）」である。

（ウ）× 役員以外でも勤続年数5年以下で、所得300万円超の部分は×1/2しない。

（エ）× 原則、源泉徴収されるので、確定申告する必要はない。

【第6問】

問18 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 6

[相続人の法定相続分および遺留分]

- ・被相続人の孫Aおよび孫Bの各法定相続分は(ア ゼロ)である。
- ・被相続人の配偶者の遺留分は(イ $1/4$)、被相続人の孫Cの遺留分は(ウ $1/8$)である。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子であるが、二男が死亡しているため孫Cが代襲相続する。

(ア) 長男が放棄しているため孫A、孫Bの代襲相続はない(ゼロ)。

(イ) 配偶者の遺留分は、 $1/2$ (総体的遺留分) $\times 1/2$ (法定割合) = $1/4$

(ウ) 孫Cの遺留分は、 $1/2$ (総体的遺留分) $\times (1/2 \times 1/2 : \text{法定割合}) = 1/8$

問19 正解 4

貸家建付地の評価額 = 自用地評価額 $\times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$

- ・自用地評価額 = 路線価 $\times$ 奥行価格補正率 $\times$ 地積

<資料>より借地権割合は60%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%と分かる。

$290,000\text{円} \times 1.00 \times 308\text{m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$ となり、4が正しい。

問20 正解 1

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備考
土地	1,400万円	評価減特例適用後
建物	1,000万円	
現預金	3,200万円	
死亡保険金	300万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲1,200万円	控除
合計	4,700万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額 = 500万円 $\times$ 法定相続人の数
法定相続人は、配偶者、長男、長女の3人となる。

生命保険金等の非課税限度額 = 500万円 $\times 3$ 人 = 1,500万円

死亡保険金の課税価格 = 1,800万円 - 1,500万円 = 300万円

問21 正解 2

- ・配偶者居住権は、遺贈により、配偶者に取得させること（ア ができる）。また、配偶者居住権を有する者が死亡した場合、配偶者居住権は、その者の相続に係る相続財産と（イ ならない）。
- ・配偶者居住権の存続期間は、原則として（ウ 配偶者の死亡時）までとされ、配偶者居住権を取得した者はその建物の所有者に対して、配偶者居住権の設定の登記を請求すること（エ ができる）。

【第7問】

問22 正解 595（万円）

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の給与収入 } 572 \text{ 万円} \times (1 + 0.01)^4 = 595.2 \cdots \rightarrow \underline{595 \text{ 万円}}$$

問23 正解 729（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$\begin{aligned} 2025 \text{ 年の金融資産残高} &= 781 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) - 60 \text{ 万円}^{(*)} \\ &= 728.8 \rightarrow \underline{729 \text{ 万円}} \end{aligned}$$

$$(*) \text{ 年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計} = 763 \text{ 万円} - 823 \text{ 万円} = -60 \text{ 万円}$$

問24 正解 4

1. × 父母双方の世帯収入をもって判定基準とする。
2. × 学力基準の要件は「高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること」である。
3. × 利息が付かない「第一種」と利息が付く「第二種」である。
4. ○ 貸与型奨学金は「第一種」と「第二種」を併用できる。

【第8問】

問25 正解 14,365,000（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$1,300 \text{ 万円} \times 1.105 \text{（年利1.0\%、10年の終価係数）} = \underline{14,365,000 \text{ 円}}$$

問26 正解 1,710,000（円）

現在の額を複利運用しながら、毎年の受取額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$3,800 \text{ 万円} \times 0.045 \text{（年利1.0\%、25年の資本回収係数）} = \underline{1,710,000 \text{ 円}}$$

問27 正解 288,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$300\text{万円} \times 0.096 \text{ (年利1.0\%、10年の減債基金係数)} = \underline{288,000\text{円}}$$

【第9問】

問28 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)×

- (ア)○ 生命保険料控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- (イ)○ 医療費控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- (ウ)× 寄付金控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- (エ)× 詐欺による被害は、雑損控除の適用を受けられない。

問29 正解 1

- 1. × 財形年金貯蓄の契約締結年齢要件は、満55歳未満である。
- 2. ○ 積立期間は、5年以上である。
- 3. ○ 貯蓄型の非課税限度額は、550万円までである。
- 4. ○ 目的外の払出時は、過去5年間の利息について遡って所得税、住民税が源泉徴収される。

問30 正解 3

- 1. ○ 個人向け国債は、発行から1年経過すれば、いつでも中途換金できる。
- 2. ○ 中途換金は、全額または額面1万円単位でできる。
- 3. × 個人向け国債は、額面での中途換金となるので、市場金利が低下しても、通常の債券のように価格が上昇することはない。
- 4. ○ 中途換金調整額は直前2回分の各利子（税引前）相当額を基に算出される。

問31 正解 2

- 1. × 個人年金保険の解約返戻金相当額のイメージ図
- 2. ○ 定期保険の解約返戻金相当額のイメージ図
- 3. × 養老保険の解約返戻金相当額のイメージ図
- 4. × 終身保険の解約返戻金相当額のイメージ図

問32 正解 3

- 1. ○ リビング・ニーズ特約の特約保険料は無料である。
- 2. ○ 余命6ヶ月以内の診断で、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取れる。
- 3. × リビング・ニーズ特約で受け取る生前給付金は、非課税である。
- 4. ○ 請求できる金額は保険金額の範囲内で、かつ3,000万円が限度となる。

問33 正解 (ア) 3 (イ) 4 (ウ) 8

- ・ 耕治さんへの傷病手当金は、(ア 1月21日)より支給が開始される。
- ・ 耕治さんへ支給される傷病手当金の額は、1日当たり(イ 9,000円)である。
- ・ 耕治さんに同一の疾病に係る傷病手当金が支給される期間は、支給を始めた日から通算して(ウ 1年6ヶ月)である。

<解説>

(ア) 傷病手当金は、連続して3日以上休んだ場合、4日目より支給される。

(イ) <資料>の計算式より

傷病手当金1日あたりの額＝540,000円×1/30×2/3＝12,000円

但し1日3,000円の給与が支払われているため、12,000円－3,000円＝9,000円

問34 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 8

- ・ 基本手当を受給する場合、離職後、住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）において求職の申込みをしたうえで、勤務先から受領した(ア 離職票)を提出しなければならない。
- ・ 耕治さんが受給することができる基本手当の所定給付日数は(イ 120日)であり、求職の申込みをした日から7日間の待期期間および原則として(ウ 2か月)の給付制限期間を経て支給が開始される。

<解説>

(イ) 自己都合退職で勤続年数15年（37歳－22歳）のため、一般受給資格者10年以上20年未満の120日となる。

【第10問】

問35 正解 12,550（万円）

＜池谷家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	680万円
現金・預貯金	4,420万円	自動車ローン	70万円
株式・投資信託	1,350万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	620万円	負債合計	750万円
不動産			
土地（自宅の敷地）	6,000万円	〔純資産〕	(ア 12,550) 万円
建物（自宅の建物）	520万円		
その他（動産等）	390万円		
資産合計	13,300万円	負債・純資産合計	13,300万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．池谷家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、池谷家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は13,300万円、負債合計は750万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も13,300万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝13,300万円－750万円＝12,550万円

問36 正解 2

給与所得（合計所得金額）＝給与収入－給与所得控除額

・給与所得（合計所得金額）＝1,880,000円－644,000円^(※)＝1,236,000円

※給与所得控除額＝1,880,000円×30%＋8万円＝644,000円

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞配偶者の合計所得金額120万円超125万円以下より、配偶者特別控除額は11万円となる。

問37 正解 3

譲渡所得＝（解約時単価－購入時単価）×解約口数

・購入時単価＝{基準価格×口数×（1＋購入時手数料率）}÷口数
＝{8,950円/万口×240万口/1万口×（1＋0.022）}÷240万口/1万口
＝9,146.9円

譲渡所得＝（9,752円－9,146.9円）×120万口/1万口＝72,612円

問38 正解 1

個別元本は、それまでの購入口数から売却口数も加味した口数の基準価格の平均単価となる。なお個別元本の計算の場合、購入時手数料等は加えない。

2022年9月時点 $10,000\text{円}/\text{万口} \times (250\text{万口} - 100\text{万口}) / 1\text{万口} = 1,500,000\text{円}$

2023年3月 $12,000\text{円}/\text{万口} \times 50\text{万口} / 1\text{万口} = 600,000\text{円}$

個別元本 = $(1,500,000\text{円} + 600,000\text{円}) \div (250\text{万口} - 100\text{万口} + 50\text{万口}) / 1\text{万口}$
= $2,100,000\text{円} \div 200\text{万口} / 1\text{万口} = \underline{10,500\text{円}}$

問39 正解 2

<資料> [在職老齢年金に係る計算式] より

基本月額：老齢厚生年金（報酬比例部分） $\div 12$
= $120\text{万円} \div 12 = 100,000\text{円}$

総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の合計 $\div 12$
= $38\text{万円} + 108\text{万円} \div 12 = 47\text{万円}$

支給停止額：（基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円） $\times 1/2$
= $(10\text{万円} + 47\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2$
= $9\text{万円} \times 1/2 = 45,000\text{円}$

支給調整後の老齢厚生年金の受給額（年額）：（基本月額 - 支給停止額） $\times 12$
= $(100,000\text{円} - 45,000\text{円}) \times 12 = \underline{660,000\text{円}}$

問40 正解 4

「博子さんがパートタイマーとしてP E株式会社で働く場合、週の所定労働時間および月の所定労働日数が通常の労働者の（ア 4分の3）以上となるときは、健康保険の被保険者とされます。

また、健康保険の被扶養者となるには、主に被保険者の収入により生計を維持していることおよび原則として日本国内に住所を有していることが必要です。生計維持の基準としては、被扶養者となる人が被保険者と同一世帯に属している場合、原則として、被扶養者となる人の年間収入が（イ 130）万円未満（60歳以上の者や一定の障害者は180万円未満）で、かつ、被保険者の収入の（ウ 2分の1）未満であることとされています。」